

避難勧告基準（案）の検討

目次

1－1．	避難勧告基準と避難勧告等の判断・伝達マニュアル	．．．．．	P2
1－2．	発令基準の現状と課題地域防災計画への記載文案	．．．．．	P3
1－3．	共通事項の記載	．．．．．	P4
2－1．	具体的な避難勧告等基準の検討（水害）	．．．．．	P5
2－2．	勧告等の発表地域（水害）	．．．．．	P10
2－3．	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」との関係（水害）	．．．．	P11
3－1．	具体的な避難勧告等基準の検討（土砂災害）	．．．．．	P16
3－2．	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」との関係（土砂災害）	．．	P17

避難勧告判断基準（案）の検討

1－1. 避難勧告基準と避難勧告等の判断・伝達マニュアル

本検討では、以下の3つのレベルで整理している。

1. 「避難勧告基準」：地域防災計画に記載するもっとも基本的な基準
2. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」：避難勧告基準の運用にあたって、担当者が参照するマニュアル
3. 「地区別避難判断基準」：地区ごとに細かく設定した住民の自主避難等に資する基準（水害・土砂災害に強い地域づくりWGと関連）

現時点で記載可能な基準と、今後さらに検討が必要な基準があるため、協議会において、以下の通り段階的に議論する。

表 1. 本資料における検討項目

検討レベル		検討進捗	備考
1.避難勧告基準	安曇川	協議会提案	
	安曇川以外の中小河川	協議会提案	
	内水はん濫	今年度検討	雨量基準の設定が必要
	土砂災害	協議会提案	
2.避難勧告等の判断・伝達マニュアル		今年度検討	

本項目は、市が抱える課題のうち、課題①について検討するものである。

課題① 市長が発表する避難勧告等における明確な基準を策定したい。

1－1. 地域防災計画に避難勧告等の判断基準を明記

- 適切なタイミングで、適当な対象地域に発令できるよう基準を定める。
- 関係機関の準備態勢を整えとともに、住民の迅速で円滑な避難を実現する。

1－2. 避難勧告等判断マニュアル（内規）の精度向上

- 避難勧告等の判断について、防災担当者が市長に意見具申するにあたって、その根拠となる資料の精度を向上させ、実用的なものとする。

1-2. 発令基準の現状と課題

高島市地域防災計画 風水害等対策編では、避難勧告等の発令基準を次のように定めている。

表2. 現行の基準

区分	実施責任者	措置	実施の基準	住民が取るべき行動
避難準備 情報	市長	避難所の開放、広報、避難準備の開始	気象条件等により、過去の災害発生例、地形等から災害発生の恐れあり、人的被害が高まった状況と認められたと判断される場合	①災害時要援護者等、特に行動に時間を要する者は、避難所等への避難を開始することとする。 ②上記①の者の避難を支援する者は、支援行動を開始することとする。 ③上記①および②以外のものは、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難に備えた準備を開始することとする。
避難の勧告	市長 (災害対策基本法第60条)	上記のほか、立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがあり、明らかに人的被害の発生する危険が生じた状況と認められたと判断される場合	①通常の避難行動を行える者は、避難所等への避難行動を開始することとする。
避難の指示等	市長 (災害対策基本法第60条)	上記のほか、立退きおよび立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがあり、次の状況と認められた場合、 ①前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断されたとき ②前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき ③人的被害が発生したとき	①避難勧告等の発令後の避難中の場合は、確たる避難行動を完了することとする。 ②未だ避難していないが、危険な状況は、直ちに避難所等に移るとともに、その要がない場合は、生命を守る最良限の行動をとることとする。

ここで、発令基準の記載内容について、その定量化を評価すると下表のようになる。記載内容の大半は、定性的な表現にとどまっている。発令を判断する者の経験等に依存する傾向があり、判断する者の負担が増えること想定されるとともに、発令の判断が遅れる可能性も考えられる。

表3. 発令基準の記載内容の定量化

避難勧告		避難指示	
記載内容	評価	記載内容	評価
災害が発生し	○明確である。しかし、被害発生を知るまでに、時間がかかる可能性がある。	前兆現象の発生	△前兆現象の定義を予め行う必要はあるが明確に判断できる。しかし、発生を知るまでに、時間がかかる可能性がある。
発生する恐れがあり	×判断する者の経験量によって認識の仕方が異なる。空振りや見逃しの危険性があり、十分な経験又は技術的裏づけを必要とする。	切迫した状況	×判断する者の経験量によって認識の仕方が異なる。空振りや見逃しの危険性があり、十分な経験又は技術的裏づけを必要とする。
明らかに人的被害の発生する危険性が高まった状況	×同上	人的被害の発生が非常に高い	×同上
		人的被害が発生	○明確である。しかし、被害発生を知るまでに、時間がかかる可能性がある。

この考察結果を踏まえ、具体的な避難勧告等基準案を作成する。なお、基準の設定方針は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえたものとする。

1－3. 共通事項の記載

◆3 類型の避難勧告等の基準

現行の高島市地域防災計画には、ガイドラインを踏まえた発令基準類型が整理されている。

これに加えて、今年度改訂された「ハザードマップ作成の手引き」にて、逃げ遅れた場合は2階への避難（待機）を示唆していることを踏まえ欄外の一文を記載した。

また、東日本大震災の教訓から、水防活動に従事する消防団員においても、第一に自身の安全を確保することが求められていることから、欄外の一文を記載した。（平成 23 年水防法改正）

表 4. ガイドラインに示されている 3 類型の避難勧告等の基準

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 情報	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者は、地域の指定された避難所への避難行動を開始する。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動がとれる者は、指定された避難所への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の 2 階等に避難することもある。

※ 避難勧告等の発令下にあつては、消防団員その他現地の水防作業に従事する者においても、自身の安全が確保されている場合を除き、避難しなければならない。

この他に、行政からの避難勧告等の発表より前に、住民自らが危険を察知して自主的に避難する場合が想定されるが、これを支援する情報として、避難場所開設状況や気象情報などの「自主避難をうながす情報」を戸別防災無線等を通じて提供するなどの方法が考えられる。

2-1. 具体的な避難勧告等基準の検討（水害）

河川の氾濫による浸水被害が想定される地区は、河川水位を考慮した基準とする。
各地区における避難判断基準（案）を次頁以降に示す。土砂災害については別項で示す。

（参考）水防法と水位基準について

安曇川は、水防法第16条の水防警報河川、第13条の水位情報周知河川に指定している。

水防警報河川では、消防団等の活動が円滑にできるよう、消防団の準備・出動の参考となる水位を定めて、この水位に達すると「水防警報」を発表する。

水位情報周知河川は、洪水により相当の損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、安曇川が該当する。水位情報周知河川では、避難判断水位に達すると、「はん濫警戒情報」を発表する。

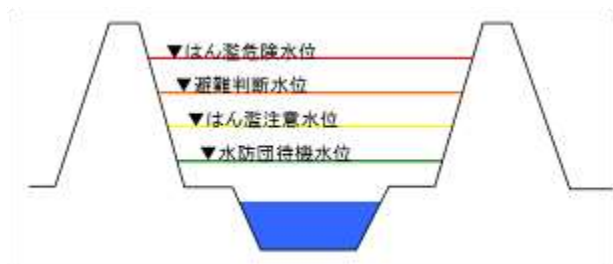


図1. 水位レベル

- ・ 水防団待機水位（通報水位）
水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
- ・ はん濫注意水位（警戒水位）
この水位を超えると、災害が発生する危険性のある水位。水防関係機関は出動し、河川の警戒にあたる目安の水位。
市町長による避難準備情報の発表判断の目安。
- ・ 避難判断水位（特別警戒水位）
市町長による避難勧告等の発令判断の目安。
住民の避難判断の参考になる水位。住民が避難するのに十分な時間が確保できるよう水位が定められます。
- ・ はん濫危険水位（危険水位）
溢水・はん濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位。

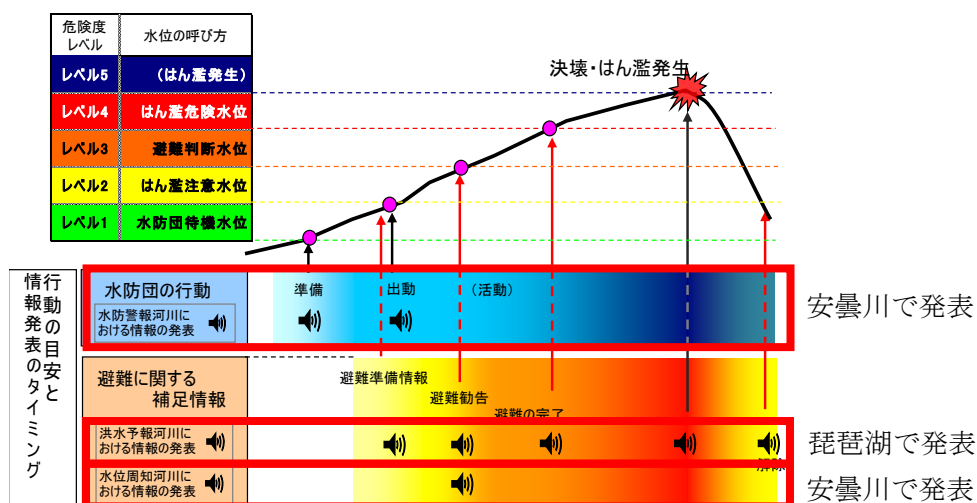


図2. 安曇川・琵琶湖で発表する情報

表 5-1. 安曇川下流における避難勧告等基準（案）

種類	発令基準	判断のもととなる情報
避難準備 情報	・はん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に到達すると予測されるとき ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合	・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難勧告	・はん濫警戒情報が発表されたとき（避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき） ・破堤につながるような漏水等の発見 ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から住民の避難が必要と考えられる場合	・はん濫警戒情報の発表 ・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難指示	・はん濫危険水位（危険水位）水位に到達した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門・樋門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等

表 5-2. 安曇川上流における避難勧告等基準（案）

種類	発令基準	判断のもととなる情報
(略)		

表 5-1、5-2 について、安曇川は水位情報周知河川に指定されており、水防法に基づき定めた基準水位（避難判断水位）が設定されている。そのため、地域防災計画には、少なくともの上記程度の記載が必要と思われる。

安曇川の基準水位 m		
水位名称 \ 量水標名	常安橋	船橋
はん濫危険水位	2.54	2.54
避難判断水位	2.35	1.88
はん濫注意水位	1.50	1.70
水防団待機水位	1.00	1.20

表 5-3. 琵琶湖における避難勧告等基準（案）

種類	発令基準	判断のもととなる情報
避難準備 情報	・はん濫注意情報が発表されたとき（はん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに上昇が予測されるとき） ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合	・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難勧告	・はん濫警戒情報が発表されたとき（避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき、またははん濫危険水位に到達することが予測されるとき） ・湖岸堤の破堤につながるような漏水等の発見 ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から住民の避難が必要と考えられる場合	・はん濫警戒情報の発表 ・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難指示	・はん濫危険情報が発表されたとき（はん濫危険水位（危険水位）水位に到達したとき） ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門・樋門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	・河川管理者からの雨量・水位情報（常安橋水位、両台橋水位） ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等

表 5-3 では、琵琶湖における避難勧告判断基準を記載した。琵琶湖は洪水予報河川に指定しており、水防法に基づき基準水位が設定されている。

安曇川町今在家の家屋では琵琶湖水位+0.75mで床下浸水が始まる可能性がある。避難判断水位到達以前に浸水が始まっている箇所があることを十分認識し、個別に対応するなどの対策を避難判断マニュアル等で整理しておく必要がある。

琵琶湖の基準水位		m
水位名称	量水標名	5点平均
はん濫危険水位		1.15
避難判断水位		0.80
はん濫注意水位		0.70
水防団待機水位		0.55

表 5-4. 安曇川を除く中小河川における避難勧告等基準（案）
（石田川、鴨川、知内川、百瀬川、天川）

種類	発令基準	判断のもととなる情報
避難準備 情報	・はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が増すことが予測されるとき ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合	・河川管理者からの雨量・水位情報 ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難勧告	・はん濫注意水位（警戒水位）をはるかに超え、河川計画高水位に向かって水位が上昇すると判断されるとき ・近隣で浸水が拡大しているとき	
避難指示	・河川計画高水位に到達した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門・樋門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	

表 5-4 では、河川の水位により避難の判断化可能な河川における基準である。リアルタイムの水位把握が可能なこれらの河川では、水位に応じた判断が可能であるから一定基準を設けた。

ただし、はん濫注意水位以上の基準水位が定められておらず、今後これに相当する水位の検討や、雨量による判断指標の検討を進め、避難判断マニュアル等に反映していくことも考えられる。

各河川の基準水位 m					
量水標名	石田川	鴨川	知内川	百瀬川	天川
水位名称	岸脇	鴨川橋	知内川	百瀬川	桜橋
はん濫危険水位	－	－	－	－	－
避難判断水位	－	－	－	－	－
はん濫注意水位	1.80	1.90	1.30	0.60	－
水防団待機水位	1.30	1.20	1.00	0.50	－

表 5-5. 内水はん濫における避難勧告等基準（案）

種類	発令基準	判断のもととなる情報
避難準備 情報	・地先の安全度マップ（200 年確率）において、3 m以上の浸水が想定されている地区において～（要検討） ・台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合	・地先の安全度マップ ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等 ・河川管理者からの雨量・水位情報 ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量）
避難勧告	・地先の安全度マップ（200 年確率）において、3 m以上の浸水が想定されている地区において～（要検討） ・台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合	
避難指示	・地先の安全度マップ（200 年確率）において、3 m以上の浸水が想定されている地区において～（要検討） ・近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、更に浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがある判断した場合	

表 5-5 は、内水はん濫における避難勧告基準である。地先の安全度マップをもとに、浸水シミュレーション等の時系列的な検討を加えて、基準を設定する。H24 年度検討では未実施のため、必要に応じて検討を実施していく。

人命に危害が及ぶ可能性のある浸水等が発生する地区は地先の安全度マップにより示されており、この指標の策定により対応が容易となる。

2-2. 勧告等の発表地域（水害）

公表されているリスクに基づき発表が想定される地域を記載する。水害時避難所等とリンクして記載することがのぞましい。

避難勧告等の発表地域は以下の情報を参考にするなどして、入手可能な情報を総合的に検討して決定する。

表 6-1. 安曇川浸水想定区域図における浸水地区

地区	発表想定エリア（五十音順）
安曇川左岸	新旭地区：饗庭、旭、太田、北畑、熊野本、新庄、針江、深溝、安井川、藁園 安曇川地区：（上古賀）、下古賀、（長尾）
安曇川右岸	安曇川地区：青柳、上小川、川島、北船木、五番領、下小川、末広、田中、常磐木、中野、長尾、西万木、三尾里、南古賀、南船木、横江、横江浜、四津川 高島地区：（鴨）
安曇川上流	朽木地区：荒川、市場、岩瀬、大野、野尻、古川、宮前坊

想定浸水深 2 m 以上の地区は太字、括弧書き地区は人家なし

表 6-2. 琵琶湖浸水想定区域図における浸水地区

地区	発表想定エリア（五十音順）
	高島地区：鵜川、勝野、鴨、城山台、永田 安曇川地区：青柳、上小川、川島、北船木、下小川、南船木、横江、横江浜、四津川 新旭地区：饗庭、旭、太田、針江、深溝、藁園 今津地区：今津、桂、北仰、松陽台、住吉、中沼、名小路、浜分、深清水、南新保 マキノ地区：大沼、海津、（沢）、新保、高木浜、知内、中庄、西浜、

想定浸水深 2 m 以上の地区は太字、括弧書き地区は人家なし

- ・地先の安全度マップ
- ・過去の水害履歴等

2-3. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」との関係（水害）

前項に地域防災計画への記載案を示した。地域防災計画は、市における総合的かつ網羅的防災計画であるから、個別事象に対する記載に特化するところは求められていない。

そこで、避難勧告等の発表に際して、発表の手順や伝達経路等、実務的に必要な事項をまとめるとともに、地域防災計画における避難勧告基準では記載しきれない地区ごとの避難判断基準等をまとめたものとして、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整理する。

これは、避難勧告等の判断について、防災担当者が市長に意見具申するにあたって、その根拠となる資料となるものである。

土砂災害については別項で示す。

高島市では、防災課における内規マニュアル的な位置づけの「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」が作成されているが、実務的な精度検証がなされておらず、実用に至っていない。

今後、協議会において、精度検証を含め、実用的なマニュアルとなるよう検証を進める。

避難勧告等発表マニュアルに検討する項目（例）

以下のような手法によって、マニュアルを充実させていくことが可能と考える。

- ①浸水想定区域図や地先の安全度マップにおいて一定の浸水深以上となる地区における対応
- ②水位関係表の整理
- ③浸水シミュレーションに基づくきめ細やかな避難勧告区域の設定
- ④パターン別災害発生シミュレーション

①浸水想定区域図や地先の安全度マップにおいて一定の浸水深以上となる地区における対応
公表されているリスクマップ（浸水想定区域図、地先の安全度マップ）等において大きな被害が想定される地域や、過去に水害を受けた地域等における対応を検討する。

・琵琶湖浸水想定区域図

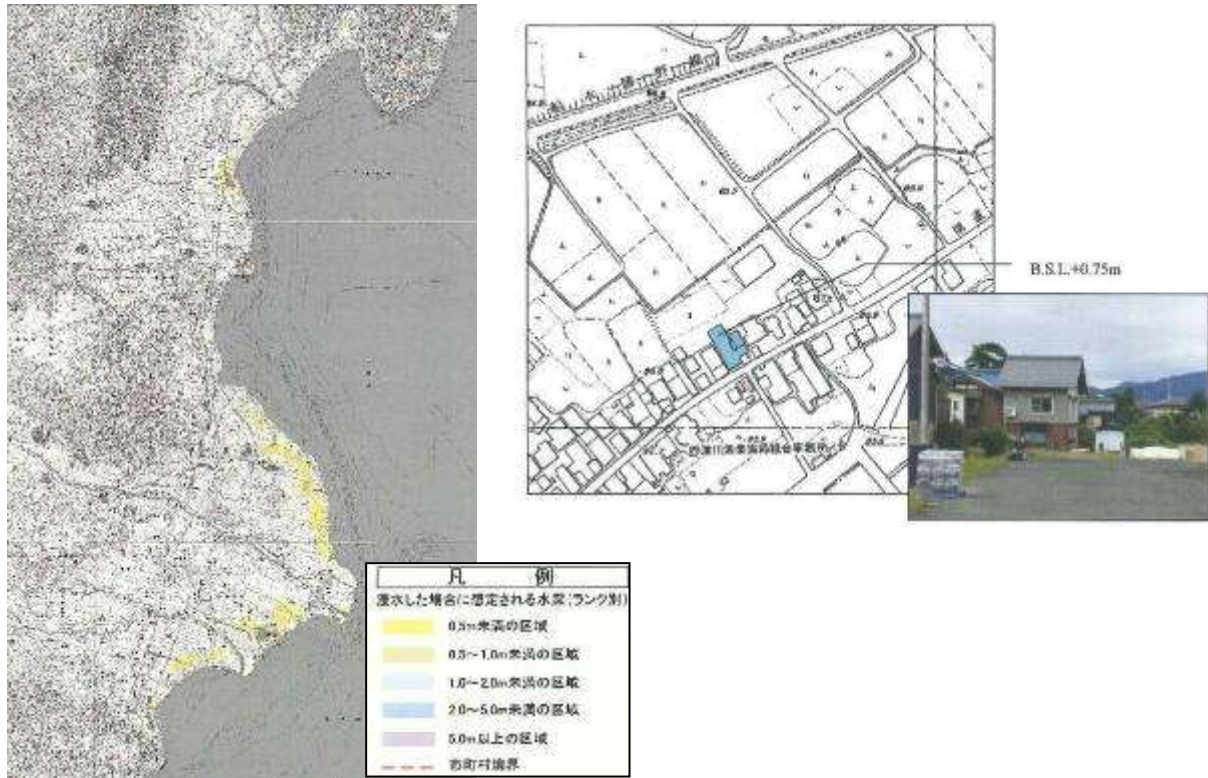


図3. (左) 琵琶湖水位 BSL+0.8mの時の浸水想定区域
(右) もっとも地盤高の低い安曇川町今在家 (BSL+0.75m)

・地先の安全度マップ

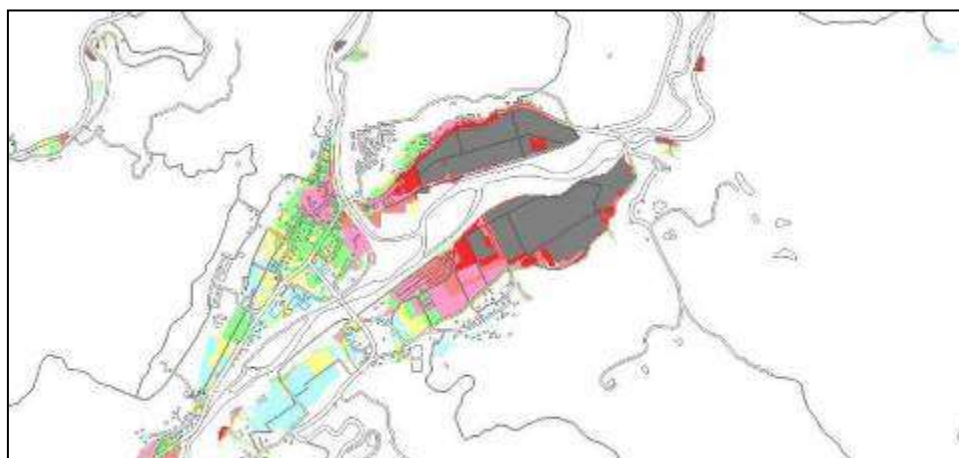


図4. 地先の安全度マップ（200年確率浸水深図）で3m以上の浸水が想定される朽木野尻地区

③浸水シミュレーションに基づくきめ細やかな避難勧告区域の設定

浸水シミュレーションにより、河川のはん濫だけでなく、内水はん濫に対するきめ細かい基準の作成を検討する。

表 7. 鵜川地区における避難判断基準（例）

項目	近隣河川の基準水位による判断基準	雨量等による判断基準
避難準備 情報	(外水氾濫が想定される河川は、当該地区の近隣に存在しない。)	・累加雨量が 60mm を超過することを予測し、今後も降雨が続いて水災のおそれがあるとき。
避難勧告	(外水氾濫が想定される河川は、当該地区の近隣に存在しない。)	・累加雨量が 60mm を超過し、かつ大雨警報が発令され、今後も降雨が続いて水災のおそれがあるとき。
避難指示	(外水氾濫が想定される河川は、当該地区の近隣に存在しない。)	・時間雨量が 130mm を超過することを予測し、今後も降雨が続いて水災のおそれがあるとき。

浸水シミュレーションを行って、時間経過にともなう河川水位の変化と、周辺で発生する浸水の過程を整理するなどの手法が他圏域で試みられている。

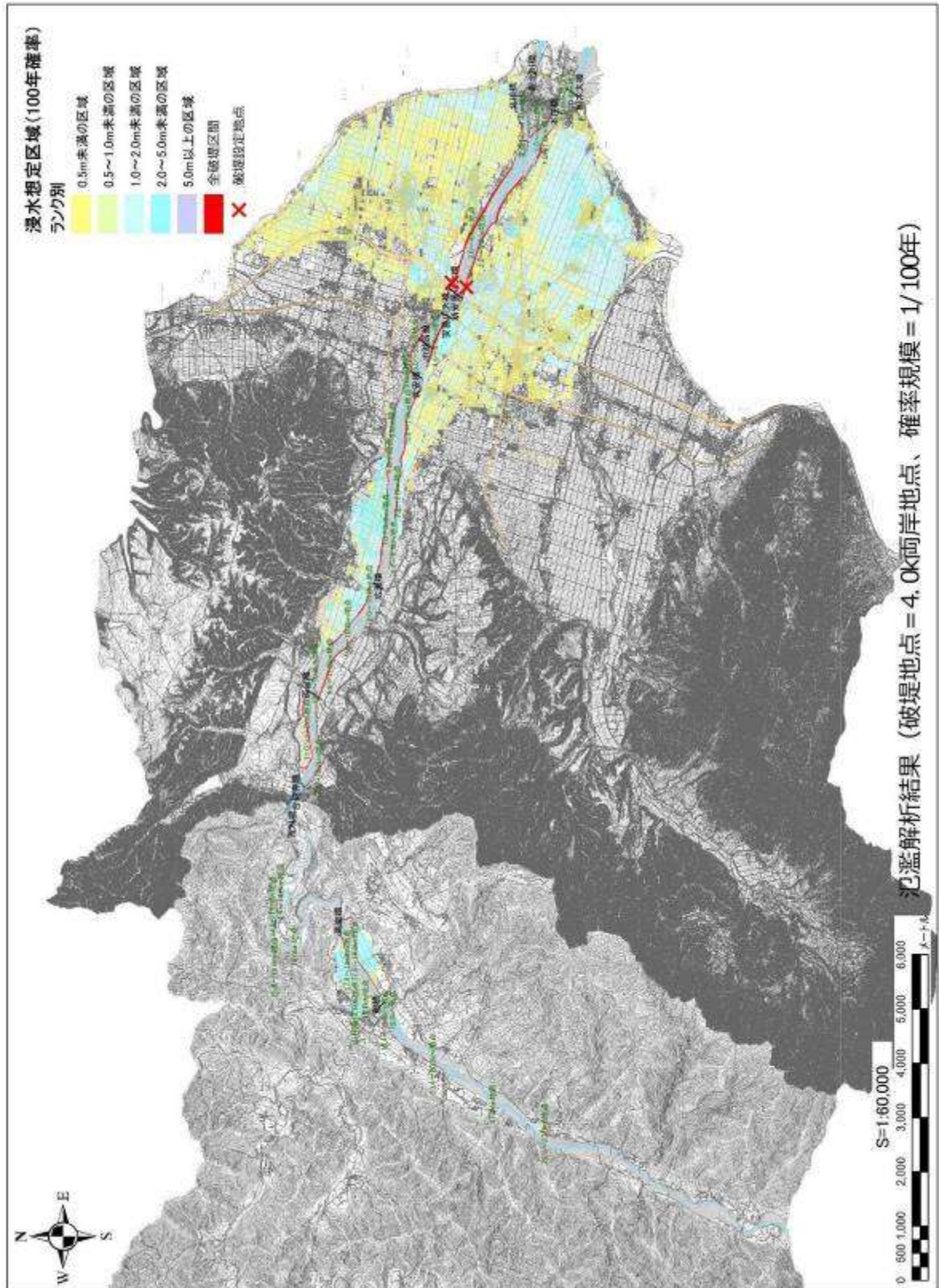
表 8. (例) 東近江圏域での事例



④パターン別災害発生シミュレーション

既往のシミュレーション結果を活用する。安曇川の決壊のみを警戒する必要がある場合は、浸水想定区域図の破堤地点ごとの浸水シミュレーションをもとに、避難勧告区域を決定する。

図7. 安曇川浸水想定区域 破堤点別解析結果



3－1. 具体的な避難勧告等基準の検討(土砂災害)

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等においては、雨量及び土砂災害発生降雨危険度を考慮した基準とする。

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難判断基準（案）を次頁以降に示す。

表 1. 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難勧告等基準(案)

種類	発令基準	判断のもととなる情報
避難準備 情報	・今後 2 時間までの降雨予測結果が土砂災害に警戒を要する降雨水準に達し（大雨警報）、引き続き降雨が見込まれる場合 ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合	・土砂災害発生降雨危険度 ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表されたとき（今後 2 時間までの降雨予測結果が土砂災害発生の降雨基準に達したとき） ・近隣で土砂災害発生の前兆となる現象が発見されたとき ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から住民の避難が必要と考えられる場合	・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害発生降雨危険度 ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等
避難指示	・現在の降雨水準が土砂災害の多発する基準に達しているとき ・近隣で土砂災害発生の前兆となる現象が発見されたときまたは発生した場合 ・国または県が実施した緊急調査に基づき、大規模な土砂災害の発生に関して「土砂災害緊急情報」の通知があった場合	・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害発生降雨危険度 ・彦根地方気象台から情報（気象情報、レーダ（予測）雨量） ・現場の巡視報告 ・市民からの通報等 ・国または県からの通知

3-2. 避難勧告等発表マニュアルとの関係（土砂災害）

水害と同様に避難判断基準等をまとめたものとして、避難勧告等発表マニュアルを整理する。

これは、避難勧告等の判断について、防災担当者が市長に意見具申するにあたって、その根拠となる資料となるものである。

避難勧告等発表マニュアルに記載する事項（例）

- ①雨量による発表基準
- ②土砂災害危険地区および土砂災害警戒区域等に基づく避難勧告地区の設定
- ③夜間になることを考慮した発令基準

①雨量による発表基準

表2. 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難判断基準（案）

項目	判断基準	雨量等による判断基準
避難準備 情報	・今後2時間までの降雨予測結果が土砂災害に警戒を要する降雨水準に達し（大雨警報）、引き続き降雨が見込まれる場合 ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合	・累加雨量が200mmを超過し、今後1～3時間で20mm/h以上の雨量が予想されるとき
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表されたとき（今後2時間までの降雨予測結果が土砂災害発生の降雨基準に達したとき） ・近隣で土砂災害発生の前兆となる現象が発見されたとき ・公表されている各種情報、過去の災害履歴等を踏まえ、総合的に見地から住民の避難が必要と考えられる場合	・累加雨量が200mmを超過し、今後1～3時間で40mm/h以上の雨量が予想されるとき。
避難指示	・現在の降雨水準が土砂災害の多発する基準に達しているとき ・近隣で土砂災害発生の前兆となる現象が発見されたときまたは発生した場合 ・国または県が実施した緊急調査に基づき、大規模な土砂災害の発生に関して「土砂災害緊急情報」の通知があった場合	・累加雨量が400mmを超過し、今後1～3時間で20mm/h以上の雨量が予想されるとき。